

令和7年2月18日

学校施設の防災対策セミナー2024

被災地学び支援派遣等枠組み (D-EST)の構築などについて

大臣官房 文教施設企画・防災部
参事官(施設防災担当)付 災害対策企画官
梅 崎 聖

被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)の構築について

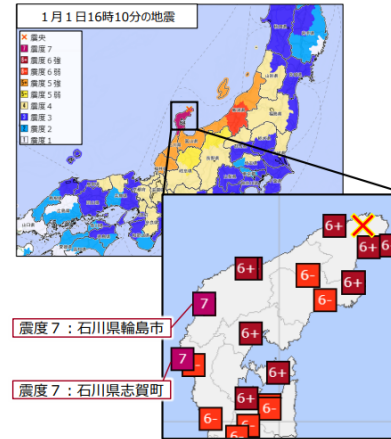
<能登半島地震の被害概要>

- マグニチュード7.6、最大震度7を輪島市・志賀町で観測。多くの家屋の倒壊や土砂災害等で死者228名(災害関連死を除く)、ライフラインや交通インフラに甚大な被害が発生。
- 能登半島地震の被災地は、山がちな半島で三方を海に囲まれ、アクセスが困難であること、高齢者が多い地域であるが元日発災のため帰省客が多かったことなど、地理的・社会的な特徴があった。

<学校施設の被害概要>

- これまでの耐震化の成果として倒壊被害はなかったが、校舎等の外壁・天井材や照明器具の落下や、敷地の一部が崩れるなど地盤関係の被害などがあった。
- 多くの学校で避難所が開設され、そこでは体育館への空調設置などの課題も浮き彫りになった。(学校再開に当たり、空調のある教室に避難した方に対し、改めて暖房機器を確保した体育館への移動をお願いする場面があった。)

■震度分布図



○人的被害 (令和6年6月25日現在)

	死者	25災害関連死	行方不明者	重軽傷者
人数	260名	30名	3名	1,323名

○住家被害 (令和6年6月25日現在)

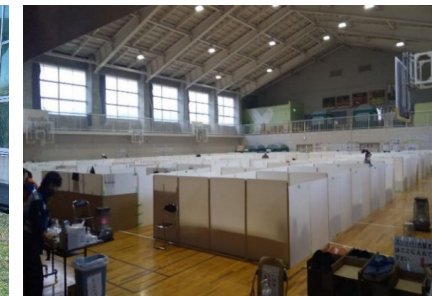
県名	住宅被害				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損
石川県	8,053	16,746	6	5	59,170
新潟県	106	3,766		14	17,253
富山県	249	772			19,054
その他		12			770
合計	8,408	21,296	6	19	96,247

○ライフライン被害 (令和6年6月25日現在)

	最大戸数	復旧状況
電力	約44,160戸	安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き復旧。 ※北陸電力送配電が保安上の措置を実施: 約80戸
水道	約136,440戸	早期復旧が困難な地区を除いて、断水解消。



校舎前地盤が崩れ、地中杭が露出



避難所として活用される学校体育館



外壁の落下



天井、内壁の落下

<学校再開での主な対応>

- 被災地では、子供たちだけでなく**教職員も被災者**となる中で、校舎等への被害や避難所開設もあり、**速やかな学校再開に影響**があった。

<学校支援チームによる支援の例>

- これに対し、
 - ・ **近隣校を間借り**して学習スペースを確保し、スクールバスで通学したり、
 - ・ 紛失・破損した**端末の代替機の無償貸与**や、避難先の子供たちへ**オンライン学習**を行ったりする他、
 - ・ **高校入試が迫る中**で、被害の大きかった奥能登3市町では、保護者同意の下、**希望する中学生**を金沢地域へ**集団避難**するなど、教育環境が整った学校から教育活動が再開された。



校内のがれき処理



登下校支援



心の絵本読み聞かせ

- こうした中で、被災地で不足する人員・ノウハウに対しては、
 - ・ **学校支援チーム**が、学校再開に向けた環境整備を行ったり、
 - ・ **集団避難先**へ学習・生徒指導を行う**応援教員を派遣**したり、
 - ・ 心のケアを行う**スクールカウンセラーを追加配置**し、**被災地外からの教職員等の派遣支援が重要な役割**を果たした。

<学校支援チームとは>

- ・ 訓練された教職員等が被災した学校の支援(学校再開のための環境整備、心のケア等)のため派遣
- ・ 兵庫・熊本・三重・宮城・岡山の5県でチームを設置 (R6.1現在)
- ・ 能登半島地震では、発災直後から各県チームが独自に被災地に入り、学校の早期再開に向けて支援を実施

<被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST※1)の構築※2>

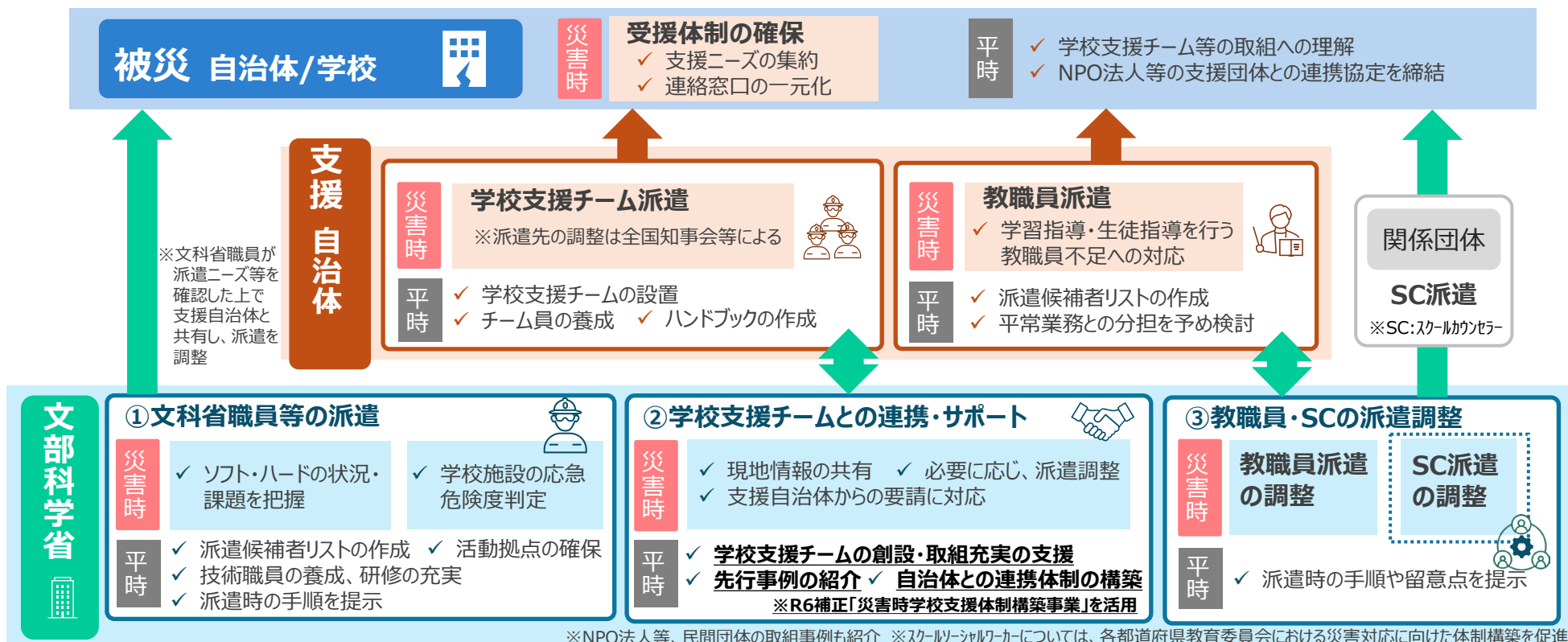
※1 Disaster Education Support Team

※2 令和6年12月にD-ESTの構築(最終まとめ)を公表

- 能登半島地震対応を踏まえ、今後の大規模災害に備えて、**被災地で支援ニーズ等の迅速・的確な把握や学校支援チームとの連携強化**などを図り、子供たちの学びを速やかに確保するため、被災地外からの教職員等の派遣枠組み(D-EST)を構築し、**その実質化**を図る。

➡ 9月の能登豪雨でもD-ESTの一環として文科省職員等を派遣しニーズ等を把握して支援に繋がった。

<D-ESTの構築イメージ>



<D-ESTによる3つの派遣支援>

- 被災地での学校等の課題に対し、以下の3つの派遣を適時・適切に調整

<発災直後>

- ①-1 文科省職員によるニーズ把握等のための派遣と、これに基づく支援策の検討・打出し

<学校再開に向けた活動期>

- ①-2 文科省職員による応急危険度判定 ※ 震災時
- ② 学校支援チームの派遣

<学校再開以降>

- ③-1 応援教職員の派遣
- ③-2 スクールカウンセラーの派遣

※ スクールソーシャルワーカーについては、平時から関係機関と連携し取り組む必要があることから、各教育委員会等で災害対応に向けた体制構築を促進

発災

救命避難・生命確保期 (発災～数日程度) 生活確保期 (数日～数週間程度) 教育活動再開期 (数週間～数か月程度)

被災した学校等の課題に応じ、被災地の教職員等と連携した外部支援が必要

被災した学校等で支援を要する課題例：

- 児童生徒等の安全確認
- 避難所開設支援
- 避難生活中的学習支援
- 心のケア
- 教育活動再開支援
- 学校運営の支援
- 教育活動の実施

D-EST派遣調整の基本フロー

凡例： 文 文科科学省 支 学校支援チーム 自 被災地外の自治体 災 被災自治体

大規模災害発生

※政府災害対策本部が設置される規模を想定

活動開始
の目安
↓
(発災直後)

発災直後

①-1 文科省職員(ニーズ等把握)派遣

- 文 ニーズ等把握のための職員派遣の連絡
- 文 現地に派遣する職員の選定、派遣 (拠点確保、移動手段確保の連絡調整)
- 文 被災自治体等が把握する状況・ニーズを収集
- 支 学校支援チーム派遣の連絡

関係各所へ情報共有 ①-2/②/③へ

①-2 文科省職員(応急危険度判定士)派遣

※震災時のみ

- 文 派遣先の調整依頼の連絡
- 文 現地に派遣する技術者の選定、派遣

② 学校支援チームの派遣<学校再開に向けた環境整備・心のケア>

- 文 被災地ニーズ等の情報共有、必要に応じて調整
 - 支 支援チーム派遣
 - 災 関係各所へ情報共有
- [自治体相互の応援枠組みで派遣済みの場合： 支 派遣先の共有 文]
- 学校支援チームだけではマンパワーが不足する場合には、文科省から全国自治体へ教育委員会職員等の派遣を依頼し、被災地にて学校支援チームと適宜情報共有・連携することも想定される。

③-1 応援教職員派遣<被災地で不足する教員に替って学習指導・生徒指導>

※場合によっては学校再開に向けた環境整備等も

- 災 派遣依頼
 - 文 派遣教員の選任依頼
 - 自 教員派遣(短期・長期)
 - 災 関係各所へ情報共有
- ※短期は派遣元自治体からの派遣命令を想定、長期は地方自治法に基づき派遣を想定

③-2 スクールカウンセラー派遣<専門的な心のケア>

- 文 派遣調整の依頼
 - 文 派遣調整の依頼
 - 支 関係団体
 - 災 関係団体
- スクールカウンセラー(SC)の派遣ニーズの把握(随時)
- ※文科省はプッシュ型でスクールカウンセラーの派遣を調整

※災害規模や被害状況、地域特性等によってフローは異なる

<被災地の学校等での情報収集等>

- 被災地の学校等で収集する情報については、被害の規模や特性、発災からの経過などの状況により変化するが、現地派遣される文科省職員は、所管する学校等の状況やニーズを一元的に把握する各教育委員会と密に連携を図る。
- 収集した情報は、
 - ・ 省内で共有し、支援策の検討等に活用する他、
 - ・ 被災自治体・支援自治体とも共有し、派遣支援の調整等に繋げる。

<9月の能登豪雨での対応>

<D-EST(学び支援派遣)関係>

- 9/25(木)に文科省職員2名(施設部、初中局)を輪島市・珠洲市の教育委員会に派遣し、県教委とともに、被害の状況や課題を聞き取り。
- 10/2(木)・17(木)に学校支援チームをもつ5県とオンラインで情報共有。
- 県教委からの要請を受け、10/2(水)～24(木)に輪島市にスクールカウンセラー6名を派遣。
- 10/14(月)～25(金)に熊本県の学校支援チームが児童生徒等の心のケア等のために教職員4名を輪島市に派遣。
- 校舎等が床上浸水した町野小・東陽中や、土砂流出や法面崩壊等で地震被害が拡大した輪島中グラウンドの復旧方法等について、相談・技術的支援等を実施。

収集情報チェックリスト（例）

発災後の迅速かつ的確な対応に向け、文部科学省と被災自治体が連携し、学校の状況やニーズを把握するため、以下の情報（一例）を収集
※被害の規模や特性、発災からの経過などの状況により、把握する事項は変化することに留意

主に
ソフト面

☒ 児童生徒等の安否確認の状況



☒ 休校や短縮授業の状況



☒ 児童生徒の通学の状況



☒ 学習用端末・通信状況、学用品や教科書等の状況



☒ 学校給食の状況



☒ 学校支援チーム、教職員等の派遣ニーズ



☒ スクールカウンセラーの派遣ニーズ



主に
ハード面

☒ 校舎・体育館やグラウンド等の学校施設の被害状況



☒ 地域・学校のライフライン(電気・ガス・上下水道)の状況



☒ 通学路の安全や地域の交通機関の状況



☒ 学校再開のための学習スペースの確保状況
(避難所開設の状況)



☒ 学校再開のための仮設トイレ・給水車・電力車のニーズ



☒ 文教施設応急危険度判定士等の派遣ニーズ
※震災の場合



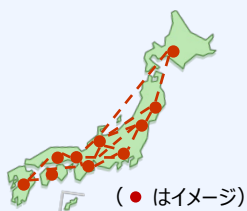
<学校支援チームの体制構築事業> ※ R6補正予算で0.5億円を計上

- 日頃の課題(学校の働き方改革、教員不足等)は、災害時によりその深刻さが際立つことから、被災地が一日でも早く元の学校生活を取り戻すためには、平時からの取組が重要であり、文科省職員の派遣に加え、**教育委員会同士の相互支援**が必要。
- 今後の大規模災害に備え、支援を受け入れる側の事前準備の観点からも、文科省と学校支援チーム、チーム間の**連携強化**や、**チーム設置に係るノウハウ**や取組概要、活動成果を整理して**全国へ発信**するとともに、全国的な展開のため、**チームの新設・取組強化を支援**する。

① 国と各都道府県等の連携体制の構築



連携



平時から連携を強化し、災害時の活動を円滑化するため、国及び地方公共団体間でネットワークを構築し、交流や知見の提供等を行うプラットフォームを構築する。



- ・ 平時から連携を強化し、災害時の活動を円滑化

② 学校支援チームのノウハウ等を全国に発信



発信



学校支援チームのノウハウや取組概要、過去の災害での活動成果を整理し、災害時の学校支援体制の構築にあたって参考となるコンテンツとして発信・普及する。



- ・ 学校支援チーム立ち上げ
- ・ 活動の更なる高度化

③ 各都道府県の学校支援チーム創設等の支援



展開



チームを新規に立ち上げやすくするとともに、既存のチームの活動をより強化するため、新設・取組強化を行う自治体を支援し、その成果を全国に発信・普及する。



- ・ チームが新規に立ち上げやすくなる
- ・ 既存のチームの活動をより強化

<応援教職員の派遣に係る事前準備>

- 学校支援チームだけでは支援が不足する場合や、学習指導等を行う教職員の配置が求められる場合、被災地の要請等に応じ、文科省から被災地外の教育委員会に対し、応援派遣を要請することも想定。
- このため、都道府県・指定都市の教育委員会では、教育委員会の職員を含め、災害派遣の経験をもつ職員や防災研修等の受講歴のある職員など、あらかじめリストアップいただくことが有効。

<NPO等の団体との連携体制の構築>

- 発災後、被災した学校の教職員は学校再開に注力するため、子供たちの学習支援など専門的なノウハウをもつNPO等の団体による支援も期待。
- このため、各自治体はそうした団体との協定締結や、災害中間支援組織※の設置等を行う防災部局との連携とともに、今後、内閣府が創設する被災者支援のNPO等の団体の事前登録制度の活用も検討

※ 官民連携による被災者支援の充実・強化のため、NPO・ボランティア等の活動の支援・調整を担う。
R6.10現在、23都道府県で活動

<地域と学校の連携・協働の推進>

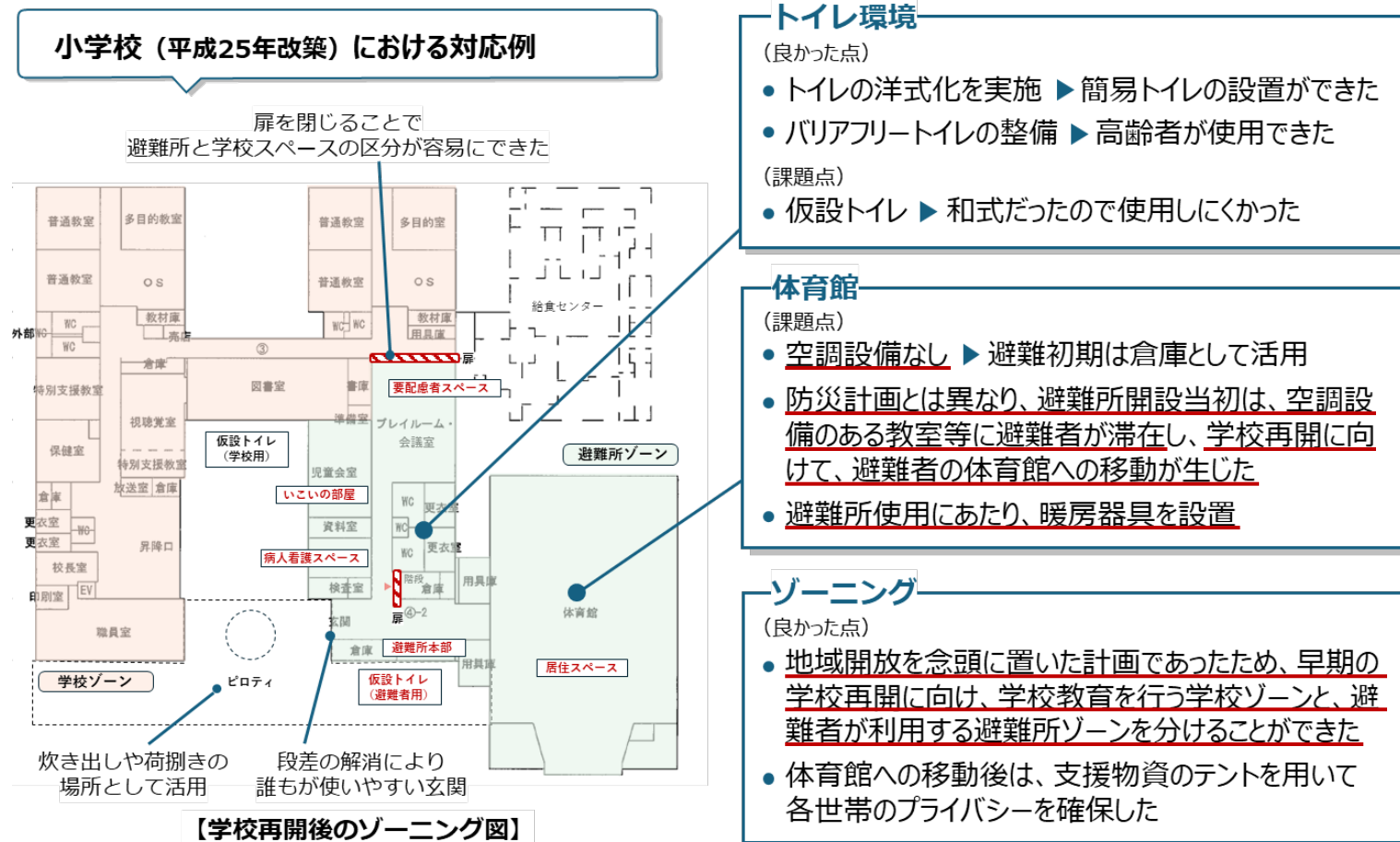
- 地域コミュニティの復興・再生に向けた段階では、学校支援の担い手は、自立性・継続性の観点から、被災地外の団体から、被災地内の団体や地域住民等との連携・協働による取組に移行。
- その際、地域学校協働活動が受け皿となることも考えられるため、平時からコミュスクや協働活動を通じて、地域と学校の連携・協働体制を構築。

避難所ともなる学校施設の防災機能強化について

<学校施設の利用方針の策定>

- 教育活動の再開と避難所利用の双方の観点から、あらかじめ防災部局等と連携し、教育活動と避難生活が併存する場合も想定して、教育エリアと避難所エリアを分離したり、両者の動線が交錯しないよう配慮して計画しておくことが必要。

《能登半島地震で避難所として利用された学校施設の例》



<学校施設の防災機能強化>

- 大規模災害から、子供たちの安全・学びを確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を担うため、学校には、ソフト・ハード両面から、学校には必要な防災機能を備えることが重要。

≪学校施設の防災機能強化(ハード面)の例≫

備蓄倉庫

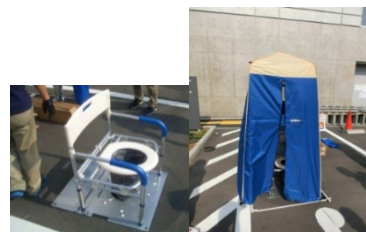


飲料水の確保



停電時にも給水が可能な応急給水栓

断水時のトイレ



マンホールトイレ

LPガス



都市ガスエリアでも災害時にLPガスを使用できるように変換機の接続口を整備

情報通信



災害対策本部との情報通信に使用するトランシーバを配備

体育館冷暖房



LPガスを用いた体育館の空調システム

バリアフリー



避難所生活を想定した体育館の多目的トイレ

避難路の整備



校舎裏の高台への避難路の整備

<非常用電源の確保>

- 避難所となる学校体育館の空調設置を進めているところ、発災時には電力の供給が止まる可能性等も踏まえ、非常用電源の確保は重要。

<学校給食施設の防災機能強化>

- 能登半島地震では、学校給食施設が被害を受け、給食の提供が困難となったほか、避難所運営の際、食事の提供にあたって給食施設等の活用が期待されることから、その防災機能の強化は重要。

<避難所の生活環境の改善>

- 能登半島地震を踏まえ、避難所の生活環境の抜本的改善のため、内閣府は、R6補正予算で、新たな地方経済・生活環境創生交付金(地域防災研究整備型)を創設※し、自治体の先進的な取組を支援。
- 実施計画等の検討は防災部局を中心に検討が進められているが、こうした整備は学校施設の防災機能強化にもつながるとともに、地域の防災訓練や防災教育の活用にも期待。

※ トイレカーやキッチンカー、テント式のパーティションや簡易ベッドなど車両や資器材の整備が支援対象

防災部局等との連携の上、文科省や関係省庁の財政支援※を活用し、避難所ともなる学校の防災機能強化などのため今後の活用を検討ください。

※ 詳しくは12頁以降の資料を参照

<まとめ>

- 被災地では、子供たちだけでなく教職員も被災者となり、学校再開に必要な人員などが不足することから、被災地外からの支援が重要であること、このため、派遣支援の体制の整備とともに、支援の受入れを想定する必要があること。

ex.学校支援チームの設置・充実、派遣支援の内容の理解、被害情報の収集 等

- 併せて、教育活動の再開と避難所利用の双方の観点から、学校施設の利用方針や防災機能強化について、防災部局等とも連携し、計画や対策を検討・実施しておくことが重要であること。



近年、災害が頻発化・激甚化しています。いつ・どこで発生するか分からない災害に対し、子供たちの学びを速やかに確保できるようソフト・ハード両面で平時から出来ることに備えておきましょう！

【参考資料】学校施設の防災機能強化に係る財政支援など

- 公立学校施設における体育館等への空調整備(臨時特例交付金) [p13]
- 非常用電源の確保や学校給食施設の防災機能強化など
避難所機能強化に活用できる主な財政支援 [p14～18]
 - － 学校施設環境改善交付金(防災機能強化事業、太陽光発電等導入事業、
学校給食施設整備事業) (文部科学省)
 - － 緊急防災・減災事業債 / 防災対策事業債〔地方債〕
 - － 緊急防災・減災事業(特別交付税) (総務省)
 - － 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
 - － 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(資源エネルギー庁)
 - － 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 (環境省)
 - － 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型) (内閣府)
- 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果(R4.12) [p19]

公立学校施設における体育館等への空調整備

令和6年度補正予算額

779 億円



現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、交付金を新設し、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

空調設備整備臨時特例交付金

<対象学校種>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>

1/2

<算定対象の範囲>

下限額400万円、上限額7,000万円

<対象期間>

令和6年度～令和15年度

<主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

<補助要件>

避難所に指定されている学校であること

断熱性が確保されること

<地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム



国

補助



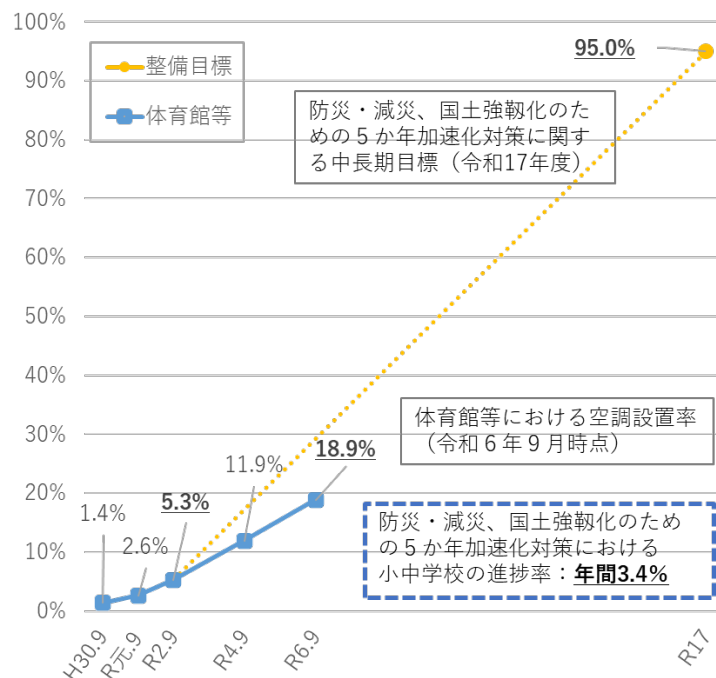
都道府県・市区町村
（学校設置者）

発注



事業者

公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備



（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

避難所機能強化に活用できる主な財政支援（令和7年2月1日時点）

1. 防災機能強化事業

対象事業	①非構造部材の耐震対策工事(天井材の落下防止工事、設備機器の移動・転落防止工事 等) ②児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事 (ブロック塀等の安全対策工事、転落防止のための柵等の設置工事 等) ③屋外防災施設の新設に係る工事(備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所 等) ④自家発電設備の整備(避難所指定校への自家発電設備(据置き式に限る。))の整備 ⑤既設の太陽光発電への自立運転機能付加
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については③のみ対象
算定割合※1	1/3 下限額～上限額 400万円～2億円 (④のみ、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」(ただし、1校500万円を上限))

2. 太陽光発電等導入事業

対象事業	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 ①太陽光発電設備・太陽熱利用設備・風力発電設備等の設置に必要となる工事一式 ②太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、高等学校、共同調理場、社会体育施設 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については「産業教育施設」のみ対象
算定割合※1	1/2 下限額(～上限額) 400万円(～ 1,000万円 ②のみ)

3. 学校給食施設整備事業

対象事業	単独校調理場、共同調理場の①新増築②改築
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)
算定割合※1	① 1/2 ② 1/3

担当部局	1, 2 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 整備計画係 TEL:03-6734-2466 3 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 執行係 TEL:03-6734-4871
------	---

※1原則の算定割合のみを記載している。

※2 公立認定こども園については、令和5年度よりこども家庭庁に移管。

緊急防災・減災事業債 / 防災対策事業債〔地方債〕

内容	(緊急防災・減災事業債) ・防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等 (防災対策事業債) ・地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業等 (対象の一例) ・防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地・非常用電源・緊急時に避難又は退避するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改築・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化
対象	地方公共団体
措置率	(緊急防災・減災事業債) 充当率:100%、交付税措置:70% (防災対策事業債) ①防災基盤整備事業 充当率:75%、交付税措置:30% ※デジタル化関連事業等、津波浸水想定区域移転事業 充当率:90%、交付税措置50% ②公共施設等耐震化事業 充当率:90%、交付税措置:50% ※Is値 0.3未満で地震防災緊急事業5箇年計画に定められた施設の耐震改修事業 充当率:90%、交付税措置:2/3
備考	緊急防災・減災事業債については令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL:03-5253-5628

緊急防災・減災事業(特別交付税)

内容	・避難標識、海拔表示板等の整備 ・避難施設の修繕 ・避難施設の資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等) ・公共施設の耐震診断・調査 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適償経費に限る。
対象	地方公共団体
措置率	交付税措置:70%
備考	令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 財政課 TEL:03-5253-5613

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	
内容	災害時にライフラインの機能を維持するため、自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助
対象	①災害発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設(医療・福祉施設等) ②公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) ③一時避難所となり得る施設等(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)
補助率	2/3(①のうち中小企業)、1/2(その他)
備考	LPガス災害バルク等(LPガス発電機、空調機器、燃焼機器等)の機器購入費と設置工事費
担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 TEL:03-3501-1320
災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	
内容	災害時における避難所や防災上中核となる施設等において、災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入等を行う事業に対する補助
対象	①災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設 ②災害時に防災上中核となる施設 ③国や地方公共団体と協定を締結している(見込みも含む)、災害時に地域住民に空間等を提供する施設
補助率	1/2以内:政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等(※)のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 1/3以内:上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ※政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等 (1)政府想定地震対象エリア ①南海トラフ地震、②首都直下地震、③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、 ④中部圏・近畿圏直下地震 (2)熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域 (3)政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市
担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	
内容	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。
対象	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設 (例 庁舎、公立病院、公民館、公立の学校等)
補助率	2/3(市区町村等であって、太陽光発電設備・コージェネレーションシステム以外の再生可能エネルギー設備又は熱利用設備の導入事業の場合、又は離島の場合) 1/2(市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合) 1/3(都道府県・指定都市の場合)
備考	令和3～7年度までの事業。
担当部局	環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課 TEL:03-5521-8233

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和7年度予算案額 **37億円（40億円）**

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

事業の内容
事業目的 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサガソリンスタンドなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。
事業概要 （１）避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。 （２）避難所や病院等、災害時において特に重要な拠点となる施設にLPガスタンク、石油タンク、自家用発電設備等を導入する自治体に対し、タンクの購入や設置工事及び施設改修等に要する経費の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<pre>graph LR; A[国] -- "補助 (定額)" --> B[民間企業等]; B -- "(1),(2)補助 (1/2、2/3等)" --> C[民間企業等];</pre>
成果目標 多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

【令和7年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市: 1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3

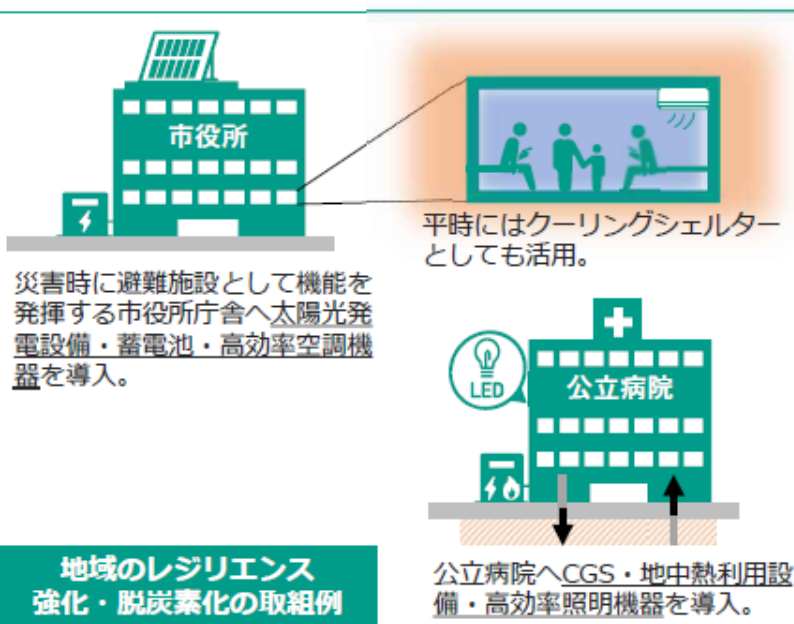
■補助対象 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)

■実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等

- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等
- 導入



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

(浄化槽について) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話: 03-5501-3155

目的	安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を交付金により緊急的に支援
概要	避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援 【主な車両や資機材の例】 ○快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等 ○温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等 ○プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等 ○入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等 ※このほか、「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」で取り上げたような、災害対応上効果が認められ、住民の避難生活環境の向上に資する新技術の活用も対象 
交付上限	補助率：1/2 交付上限（国費）：都道府県 6,000万円 指定都市・中核市・中枢中核都市 5,000万円 市区町村 4,000万円
取組の例	・災害時での避難所支援を前提に、キッチンカーやトイレカー等の導入を進める起業支援 ・小さな拠点等の地域運営と連携したパーティション備蓄等の防災の取組支援 ・災害時連携協定を結ぶ地元業者から防災資機材を導入し、地域経済活性化と被災者支援を連携 など

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果

避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況

令和4年12月1日現在

	避難所指定 学校数（校）	確保学校数 （校）	割合（％） 〔 〕は前（H31.4.1） 時点の数値
備蓄倉庫等※ ¹	29,856	24,484	82.0〔78.1〕
非常用発電機等※ ²		21,859	73.2〔60.9〕
飲料水の確保対策※ ³		24,109	80.8〔73.7〕
冷房機器※ ⁴		19,390	64.9〔 - 〕
暖房機器※ ⁵		23,686	79.3〔 - 〕
ガス設備等※ ^{6、7}		21,895	73.3〔57.1〕
通信設備※ ⁸		24,765	82.9〔80.8〕
断水時のトイレ対策※ ⁹		21,980	73.6〔58.3〕

防災関係施設・設備

※「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」
「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」より



備蓄倉庫



マンホールトイレ



- ※¹：備蓄倉庫や他の用途と兼用した備蓄スペースを、敷地や建物内に設置してある学校のほか、学校の近隣に設置してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校（飲料水のための協定等の場合は「飲料水」に含む）
- ※²：自家発電設備（可搬式発電機を含む）や災害時に利用可能な太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備、蓄電池（電気自動車（EV）含む）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により自家発電設備等を優先的に利用できることとなっている学校
- ※³：耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を設置している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者等との協定等により飲料水の確保をしている学校やペットボトル等を備蓄している学校
- ※⁴：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している学校（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷房機器を優先的に利用できることとなっている学校
- ※⁵：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している学校（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校
- ※⁶：災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む
- ※⁷：災害時に利用可能なLPガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込む等、災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者等との協定等によりガス設備を優先的に利用できる学校
- ※⁸：相互通信可能な通信設備のほか、単方向通信のみ可能な通信設備を含む
- ※⁹：マンホールトイレや、プールの水や雨水を洗浄水として使用できるトイレ（配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツトイレで使用する場合は除く）、携帯トイレや簡易トイレ等を確保している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により簡易トイレや仮設トイレ等を優先的に利用できることとなっている学校